

## セーフティネット保証4号認定申請について（創業者等①様式）

創業者又は事業規模拡大者（以下「創業者等」）が、災害の影響を受け、経営の安定に支障を生じているにも関わらず通常の認定要件を満たさない場合、認定を可能とする申請に使用します。

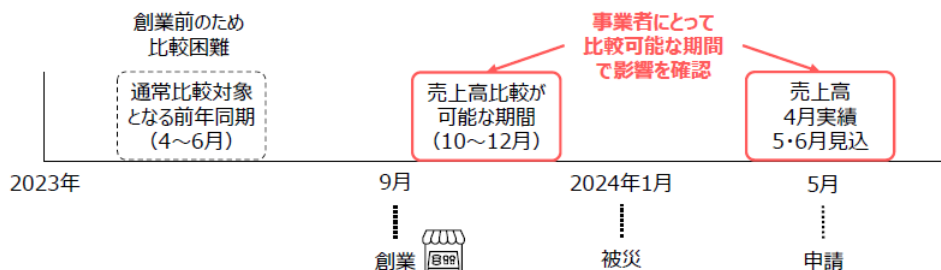
自然災害等の影響を受ける直前同期（以下「前年等」と言う。）の実績のない事業者や事業規模拡大により前年等比較が困難な事業者用（災害発生前に売上高等を計上している期間がある場合）

## 【対象者】

1. 法人の場合は原則として本店登記又は主たる事業所の所在地、個人事業主は主たる事業所が盛岡市であること。
2. 災害の影響を受ける前年等の実績のない事業者や事業規模拡大により前年等比較が困難、適当でない特段の事情がある事業者。
  - ①業歴3か月以上で創業後1年1か月を経過しておらず、前年の売上高等を比較できない事業者。
  - ②災害の影響を受け、経営の安定に支障を生じているにも関わらず、前年等以降、店舗や工場、支店等の増加、新たな事業の開始、新規設備導入等の設備投資などによって、売上高等の前年等比較では認定が困難な事業者で災害発生前から企業の成長の影響があること等、災害発生前の売上高と比較することが適当である場合。
  - ③前年等以降、取引先拡大や新分野進出による業務の拡大、従業員数の増加などによって成長しており、売上高等の前年等比較は著しく適当でない場合は売上高が増加していることが確認でき、単純な前年等比較では不適当な説明が付く事業者。
3. 災害発生前に売上高等を計上している期間があり、最近1か月の売上高等が災害発生直前の平均売上高等と比較して、20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が、災害発生直前の3か月間の売上高等と比較して、20%以上減少することが見込まれること。

（例）2023年9月に創業した事業者が2024年1月に被災、同年5月に認定申請を行うケース（以下、いずれも満たす必要）

- ① 最近1か月（2024年4月）の売上高が被災前の月平均売上高（2023年10月～12月）より20%以上減少
- ② 最近1か月（2024年4月）とその後2か月の売上高見込みが被災前の売上高（2023年10月～12月）より20%以上減少



1

【必要書類】（申請書作成にあたり計算チェック表を使用して計算し申請書に添付して下さい。）

1. 認定申請書4号（創業者等運用緩和①） 1部
 

「災害その他突発的に生じた事由」に災害の指定状況「災害名」を記入。
2. 申請書計算チェック表 1部 エクセルシート①の該当シートを使用する。
3. 盛岡市内に事業所等があることを客観的に確認できるもの
 

法人の場合：業種、代表者、事業所の所在地が確認できる資料（「履歴事項全部証明書」等）

個人の場合：「所得税確定申告書B」及び青色申告決算書（または収支内訳書）の控え写し、開業届等
4. 別紙1「申請者の概要」 1部
  - ・個人事業主は屋号も記載し、住所は自宅住所と主たる事業所の住所を記入して下さい。法人・個人とも業種について詳しく記入して下さい。（必要により事業内容の分かる資料の添付）
  - ・企業が成長した状況（事業規模拡大等の場合は店舗展開など、必要により資料の添付）を記入して下さい。
5. 別紙2「必要事業資金の調達に支障を来していることの説明」 1部
  - ・事業規模拡大等により前年等比較が適当でない特段の事情も記入して下さい。

6. (金融機関の代理申請の場合) 委任状 1部 金融機関の押切印が必要になります。

7. 申請内容を確認できる資料。

① 売上高を導き出した経緯が確認できる明細があるもの。

(最近1か月と災害発生直前3カ月の各月売上高など)

・試算表、総勘定元帳等

・法人の場合：決算書法人概要説明書と決算書の月別売上額の記載があるもの等。

・個人の場合：確定申告書B及び青色決算書の月別売上額の記載があるもの等。

・自社で作成した試算表や売上台帳の写し等の場合は余白に事業者の住所、氏名を自書・法人の場合は社判を捺き「〇〇の写しに相違ありません」と奥書をして下さい。

② 創業者等、事業規模拡大等により前年等比較が適当でない特段の事情があることが判るもの。(開業届、店舗拡大したことが判るものなど。)

③ 今後2か月間の売上高の減少が見込まれる詳細な資料。

※売上計画書、受注残高表等(様式は任意)。

見込み算出が難しい場合「別紙2」に「4月〇〇円、5月〇〇円の売上見込みである」と記載でも可。

#### 【その他留意事項】

1. 認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

2. 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定保証の申込みを行うことが必要です。

盛岡市役所 ものづくり推進課 工業振興係  
電話 019-626-7538